

学科教本 統合版【教師用】 訂正表

(平成 26 年 9 月 1 日)

P.35

44 以降の番号を1つずつ繰り下げ、以下を追加します。

44. 環状の交差点における右回り通行



環状の交差点であり、車は右回りに通行しなければなりません。

(327の10)

P.38

12・22 を変更します。

12. サービス・エリア、道の駅の予告



(116の2-A・C)

22. 道路の通称名



(119-A・C・D)

P.44

22 以降の番号を1つずつ繰り下げ、以下を追加します。

22. 環状交差点における左折等の方法



環状交差点で、車が左折、右折、直進、転回するとき、通行しなければならない部分を示します。

(111の2)

P.54

4 の文末に以下を追加します。

また、追い越しのため最も右側の車両通行帯を通行する場合でも、追い越しが終わったときはすみやかにそれ以外の車両通行帯にもどらなければなりません。

P.66

1

P.67

2

P.69

3

P.72

1

P.73

1 2 3

上記番号の見出しに「(環状交差点を除く)」と追加します。

P.116

4 の次に以下を追加します。



ちょっと注目

最も右側の車両通行帯を通行し続けると、速度超過をしたり車間距離が短くなったりと、危険があります。また、他車の追い越しを妨害して迷惑になります。

5

最も右側の車両通行帯を通行して追い越す場合

車両通行帯のある道路で、最も右側の車両通行帯を通行して追い越しをする場合は、追い越しが終わったときに、すみやかにそれ以外の車両通行帯にもどらなければなりません。

P.137

2 の※の文章を変更します。

※初運転者期間制度により免許の取り消しを受けた場合や、法令で定められた病気など(P.133 2 の①②)に該当してこれらの処分を受けた場合は、この講習の対象にはなりません。

*1
環状の交差点における右回り通行の標識



*2
「ラウンドアバウト」とも言います。

Pick up **ピックアップ**

環状交差点の通行方法

① 環状交差点とは…

環状交差点とは、車両が通行する部分が環状（円形）の交差点であって、道路標識*1などにより車両が右回りに通行することが指定されているものをいいます。*2



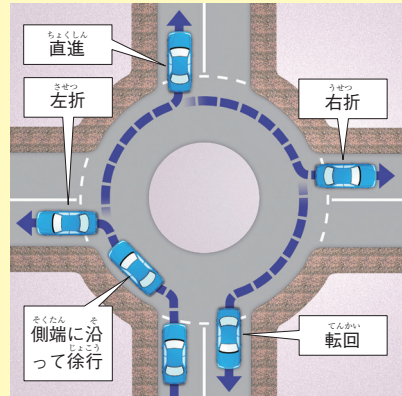
飯田市提供

② 安全な速度と方法

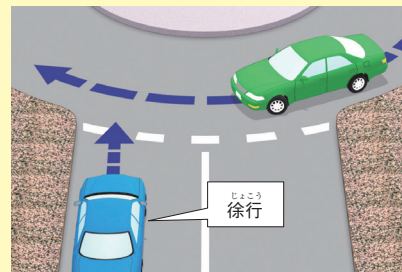
環状交差点に入ろうとするときや、環状交差点内を通行するときは、環状交差点内を通行する車、環状交差点に入ろうとする車、歩行者などに気を配りながら、状況に応じてできる限り安全な速度と方法で進行しなければなりません。

③ 左折、右折、直進、転回の方法

環状交差点を左折、右折、直進、転回しようとするときは、あらかじめできるだけ道路の左端に寄り、環状交差点の側端に沿って（矢印などの標識で、通行方法が指定されているときは、それに従って）徐行しながら通行しなければなりません。



また、環状交差点に入ろうとするときは、徐行するとともに、環状交差点内を通行する車や路面電車の進行を妨げてはいけません。



ちょっと注目

環状交差点の利点

- ① 全ての方向の車が速度を落として通行するので、重大事故の防止につながる。
- ② 信号交差点と比べ、待ち時間が少なくなる。
- ③ 信号機を設置しないで運用することができるので、災害などによる停電時でも混乱しない。

「環状交差点の通行方法」

〔法の根拠〕

法第35条の2(環状交差点における左折等)

車両は、環状交差点において左折し、又は右折するときは、第34条第1項から第5項までの規定にかかわらず、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り環状交差点の側端に沿って(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して)徐行しなければならない。

第2項 車両は、環状交差点において直進し、又は転回するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り環状交差点の側端に沿って(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して)徐行しなければならない。(罰則)2万円以下<1点

法第37条の2(環状交差点における他の車両等との関係等)

車両等は、環状交差点においては、第36条第1項及び第2項並びに前条の規定にかかわらず、当該環状交差点内を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

第2項 車両等は、環状交差点に入ろうとするときは、第36条第3項の規定にかかわらず、徐行しなければならない。

第3項 車両等は、環状交差点に入ろうとし、及び環状交差点内を通行するときは、第36条第4項の規定にかかわらず、当該環状交差点の状況に応じ、当該環状交差点に入ろうとする車両等、当該環状交差点内を通行する車両等及び当該環状交差点又はその直近で道路を横断する歩行者に特に注意し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。(罰則)3月以下、5万円以下<2点



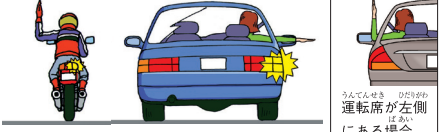
(解説) 交差点の中央に道路標示又は島状の工作物が設けられ、車両がその周囲を環状に通行する構造の交差点は、従来の道路交通法では交通方法が定められておらず、多数の道路標識などが設置されることによりどのように通行するべきかが示されていた。

そこで平成26年9月1日施行の改正道路交通法により、環状交差点の定義を定めるとともに、環状交差点では車両は環状部分を右回りに徐行で通行すること、環状部分を通行している車両が交差点に進入しようとしている車両より優先することなどの、環状交差点における交通方法に関する規定が整備された。

このような環状交差点は十字路等の一般的な交差点よりも、車両の流れが交差することが少なくなり、交通事故の減少が期待されるとともに、信号機を設置することなく交通の整理ができることから、一定の交通量の範囲内であれば、交差点における待ち時間の減少も期待されている。

P.101

「**合図**を行う場合の時期と方法」の上半分を変更します。
 (「**徐行**が**停止**をするとき」「**後退**するとき」は変更しません)

合図を行う場合	合図を行う時期(場所)	合図の方法
左折するとき (環状交差点内を除く)	左折しようとする地点(交差点で左折する場合は、その交差点)から 30m手前 の地点に達したとき。	左側の方向指示器を操作するか、右腕を車の右側の外に出してひじを垂直に上にあげるか、左腕を車の左側の外に出して水平にのばします。
環状交差点を出るとき ※環状交差点に入るときは、合図を行いません。	出ようとする地点の直前の出口の側方を通過したとき。(環状交差点に入った直後の出口を出る場合は、その環状交差点に入ったとき。)	
同一方向に進行しながら進路を 左方 に変えるとき (進路変更)	進路を変えようとするときの 約3秒前 。	
右折か転回 をするとき (環状交差点内を除く)	右折か転回しようとする地点(交差点で右折する場合は、その交差点)から 30m手前 の地点に達したとき。	右側の方向指示器を操作するか、右腕を車の右側の外に出して水平にのばすか、左腕を車の左側の外に出してひじを垂直に上にあげます。
同一方向に進行しながら進路を 右方 に変えるとき (進路変更)	進路を変えようとするときの 約3秒前 。	

P.139

表中の「^{きけんうんてんちしじょう}危険運転致死傷」の項目名を変更します。

致死	危険	運転	致死	等
死	致	危	治	療
傷	傷	運	期	間
運	傷	傷	3	月
等	運	運	以	上
	等	等	又	は
			後	遺
			障	害
			治	療
			期	間
			3	0
			日	以
			上	
			1	5
			日	以
			上	
			1	5
			日	未
			満	

P.299

(2) ^{けんさひょうしょう}検査標章の「^{い か ふ つ う}●660cc以下の普通自動車^{じどうしゃけんさひょうしょう}の検査標章」を変更します。



P.270

1の5行目を変更します。

- 故障^{こしょう}などによる停止^{ていし}

P.304

Pick up **ピックアップ** 内の⑧を変更します。

- ⑧ ^{せんこくかしよ}そんぽADRセンター（全国10箇所）
全国共通：0570-022808

P.321

1の1行目を変更します。

^{こうそくどうろ}高速道路で、^{こしょう}故障や^{ねんりょうぎ}燃料切れ、^{こうつうじこ}交通事故などによりやむを得ず^え駐停車^{ちゅうていしゃ}する場合には、

P.323

3の1～3行目を変更します。

^{こしょう}故障や^{ねんりょうぎ}燃料切れ、^{こうつうじこ}交通事故などにより^{うんてん}運転することができなくなったときは、^{ばんつうほう}110番通報で^{けいさつ}警察に連絡するとともに、^{ちか}近くの^{ひじょうでん}非常電話で^わレッカー車^{しゃ}を呼ぶなどして、^よすみやかに^{あんぜん}安全な場所へ^{ぼしよ}移動させなければなりません。

4の2行目を変更します。

は、^{こうそくどうろ}高速道路上は^{きけん}危険ですから、^{ばんつうほう}110番通報で^{けいさつ}警察に連絡するとともに、^{ひじょうでん}非常電話を利用して、^{にもの}荷物の^{じょきよ}除去の^{いらい}依頼な

5の本文を変更します。

^{こうそくどうろ}高速道路上で^{うんてん}運転することができなくなった車にとどまることは、^{くるま}後続車^{こうぞくしゃ}が^{しょうとつ}衝突するおそれが大きく、^{たいへん}大変危険です。^{ひつよう}必要な^{きけん}危険防止^{ぼうし}措置^{そち}をとった後^{あと}は、^{くるま}車に残らず、^{のこ}ガードレールの^{そとがわ}外側などの^{あんぜん}安全な場所に^{ぼしよ}避難^{ひなん}しましょう。

P.330

(4)の文末に追加します。

また、^{あやま}誤って^{ほんせんしゃ}本線車道などに^{しんにゅう}進入して^{はんたいほうこう}反対方向から^{しんこう}進行してくる^{くるま}車や^ほ歩行者^{ごうしゃ}がいることがあります。^{こうそくどうろ}高速道路上に^{せっち}設置された^{どうろ}道路情報板などの^{じょうほう}情報に^{ちゅうい}注意して^{そうこう}走行^{そうこう}しましょう。

P.333

(3) ^{やかんうんてん}夜間の運転の文末に追加します。

^{たいこうしゃ}対向車と^い行き違^{ちが}うときや^{くるま}ほかの^{ちよくご}車の^{ちよくご}直後^{ちよくご}を^{つうこう}通行しているときを除き、^{のぞ}前照灯^{ぜんしやうとう}を上^{うわ}向きに^き切り替^かえ、^{らっかぶつ}落下物や^{こうつうじこ}交通事故などにより^{ていし}停止した車を^{くるま}少しでも^{すこ}早く^{はや}発見^{はっけん}するように^ししましょう。